

第4章 医療の情報化の推進

第1節 医療機能情報の提供

県民・患者が適切な保健医療サービスを選択するためには、地域の医療機関及び薬局の所在地、利用できる時間、受けられる治療やサービスの内容など、必要な情報がわかりやすい形で提供されなければなりません。

このような情報は厚生労働省により医療機能情報として定められ、医療機関及び薬局には医療機能情報を県に報告する義務があります。

報告された情報に基づき、県は平成19年度から、インターネットを利用した検索サービスなどにより、医療機関及び薬局が有する医療機能に関する情報を提供し、県民・患者が適切な保健医療サービスを選択できるように支援しています。

1 現状

医療提供施設（病院、診療所、助産所及び薬局）の管理者は、医療機能に関する一定の情報を医療機能情報として県に報告し、県は報告された医療機能情報を「かながわ医療情報検索サービス」のホームページ上で公開しています。

インターネットを利用できない環境にある県民に対しては、医療安全相談センターや、各保健福祉事務所等の窓口で、近隣の医療提供施設を案内しています。

登録されている医療提供施設からの報告率は85.0%と比較的高い数値を保ち、ホームページへのアクセス数（平成23年度：約155万件）も順調に推移しています。

2 課題

(1) 医療に関する情報の正確・適切な提供

県及び医療提供施設の管理者は、県民などが保健医療サービスの選択を適切に行うことができるよう医療提供施設からの報告率を上げ、医療機能情報について正確かつ適切に提供することが必要です。

(2) 医療機能情報提供制度の県民への普及

県は、提供する医療機能情報の利用を促進するため、かながわ医療情報検索サービスをはじめとした医療機能情報提供制度の普及に努めることが必要です。

3 施策

(1) 医療に関する情報の正確・適切な提供（県、医療提供者）

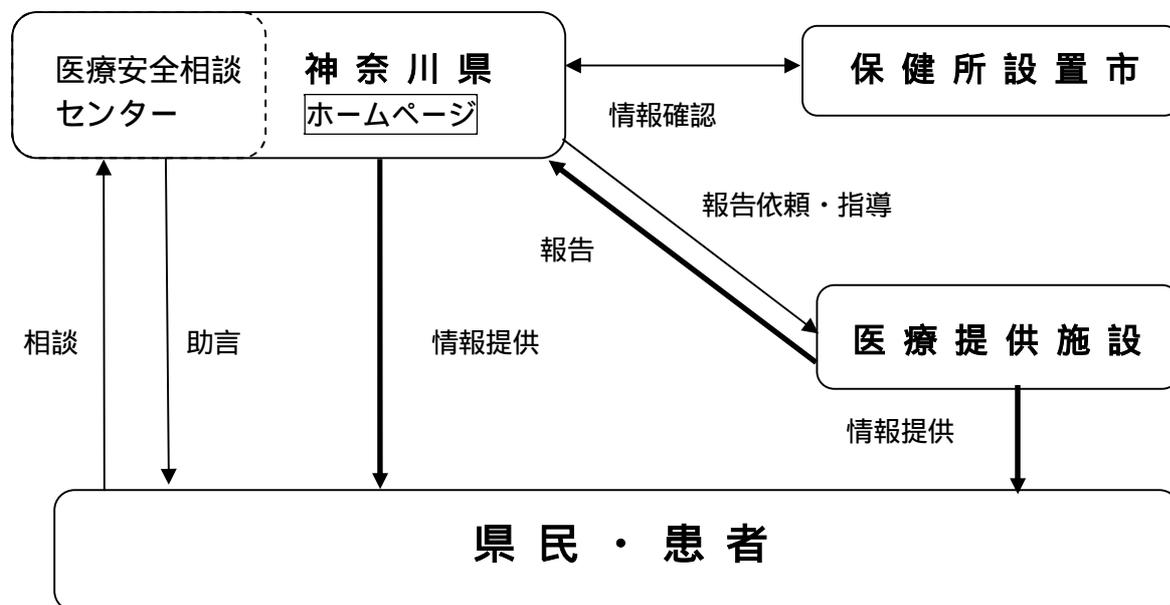
県は県内のすべての医療提供施設に対し、年1回の定期的な医療機能の報告を求めるほか、施設の名称・所在地・診療科目等の基本情報については変更が生じた際に速やかに報告するよう指導していきます。

かながわ医療情報検索サービスについて、県民及び医療提供施設からの意見・要望を踏まえ、適宜改善を図りながら、引き続き医療機能情報の正確・適切な提供に努めます。

(2) 医療機能情報提供制度の県民への普及（県）

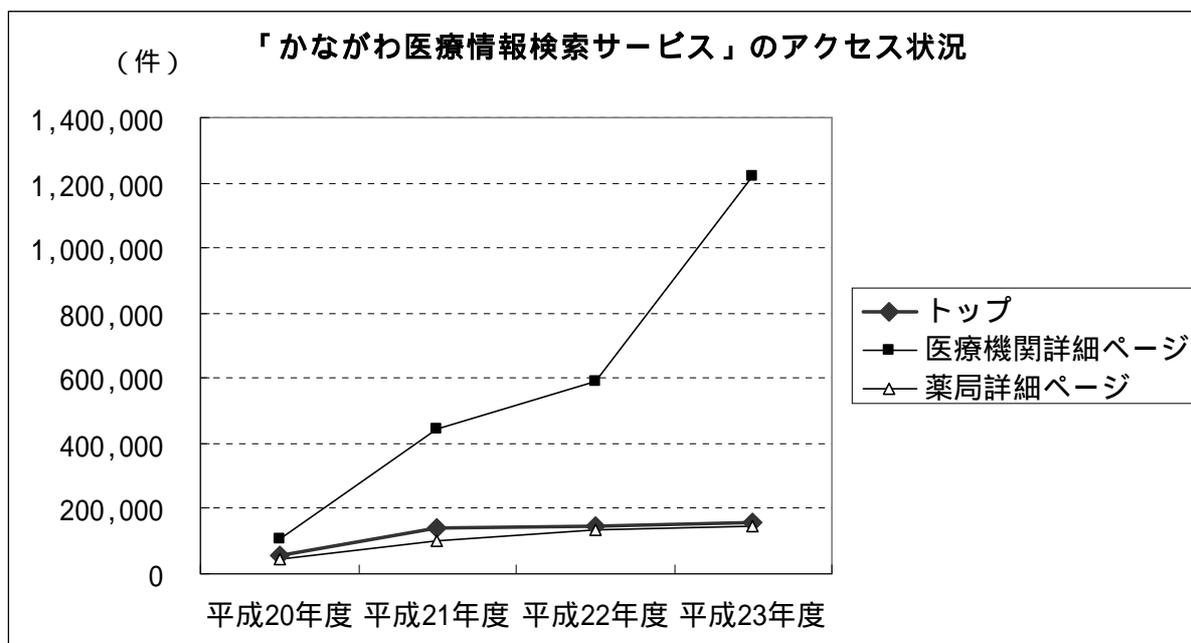
公表された医療機能情報を県民が有効に活用できるよう、県のたよりなどを利用して、かながわ医療情報検索サービスの普及に努めるとともに、医療機能情報提供制度の県民への定着を目指します。

【医療機能情報提供制度のイメージ】



* 医療機能情報は、「かながわ医療情報検索サービス」のホームページでご覧になれます。
ホームページアドレスは <http://www.iryu-kensaku.jp/kanagawa/> です。

* インターネットをご利用できない方は医療安全相談センターにご相談ください。
(電話 0 4 5 - 2 1 0 - 4 8 9 5)



第2節 ICT（情報通信技術）を活用した医療情報の共有

自己の検査データや服薬歴等については、県民が日頃の健康管理や医療機関受診時に有用な医療情報であり、これらを県民自らが管理・活用することにより効果的・効率的な医療サービスの提供につながります。

県民自らが自己の検査データや服薬歴等の医療情報を「マイカルテ」として携帯端末等により管理・活用できる仕組みづくりを検討し、県民と医療提供施設との間でICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した情報共有を進めます。

1 現状

本県の電子カルテの普及率は、平成23年現在では病院で22.9%、診療所で23.8%にとどまっています。

地域医療連携の推進の観点から、がんや脳卒中等の一部の疾病については、地域連携クリティカルパスが普及してきており、医療機関を中心とした医療情報の共有が進んできていますが、紙のパスが主流です。

服薬歴についても、患者自身が自己管理する「お薬手帳」が普及されつつあります。

2 課題

(1) 医療情報の共有

患者の検査データや処方薬剤歴等の医療情報については、各医療提供施設が個別に管理していますが、県民が複数の医療機関を受診する場合、医療情報が医療提供施設間で共有されていないため、重複した検査や投薬が行われることがあります。

重複検査・投薬による非効率な医療サービスを防ぎ、効率的な検査、診断、治療を受けるためには、県民自らが一元的に自己の医療情報を管理し、県民と医療提供施設で共有することが望ましいと考えます。

(2) 医療情報の適正な管理

患者の検査データや処方薬剤歴等の医療情報の共有のためにはICTを活用することが効果的ですが、個人情報保護の観点から慎重な取扱いが求められるため、適正な情報管理やセキュリティ確保等の対策を講じることが必要です。

大規模災害時などによりカルテを紛失した場合、治療の継続が困難になることから、カルテの電子的なバックアップが必要です。

3 施策

(1) 医療情報の共有（県、医療関係団体、医療提供者、ICT専門機関、県民）

県民自らが、医療提供施設の医療情報（自己の検査データや服薬歴等）を携帯端末等で管理・活用する「マイカルテ」の導入に向けた取組みを推進します。

「マイカルテ」は、まず災害時や夜間救急の際に有用性の高いお薬手帳を電子化した「マイカルテ」の導入を先行して検討し、医療提供施設と県民との間で服薬歴の情報共有が図られるよう取り組むとともに、将来的には医療情報などの共

有化を図ります。

- (2) 医療情報の適正な管理（県、医療関係団体、医療提供者、ICT専門機関、県民）

「マイカルテ」の導入にあたっては、適正な情報管理やセキュリティ対策の確保、民間主導の運営主体の確保等について十分な検討を行い、効率的で安定的な運営体制の構築を図ります。

用語解説

マイカルテ

県民自らが自己の検査データや服薬歴等の医療情報を管理・活用する仕組み。

具体的な情報内容、仕組み等は別途検討を行っています。なお、医師法に基づく診療録（カルテ）とは別のものです。

